

第3章 計画の推進

I 各主体の役割

この計画を推進するに当たっては、障がいや障がいのある人についての理解と関心を高めていくとともに、行政はもとより、障がいのある人、地域、学校、団体、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

II 全庁的な推進体制の整備

計画の着実な推進を図るため、福祉保険部障害福祉課を中心として、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境等に関連する部局の連携を一層強化するとともに、一体となって施策を推進します。

III 計画の管理

旭川市社会福祉審議会等において計画の進捗状況についての審議を実施します。

IV 情報の公表

計画の進捗状況については、市のホームページ等で公表します。

參考資料